

～中核機関の実践～

広がれ！ 権利擁護支援の輪！



成年後見制度利用促進法に基づく第二期成年後見制度利用促進基本計画（以下、第二期計画）が、令和4年4月からはじまっています。

第二期計画では、権利擁護支援の地域連携ネットワークの整備が示されており、そのためのコーディネートを行う中核的な機関や体制のことを「中核機関」と位置づけています。

今回は、認知症や障がいによって、生活や財産管理に支援を必要とする人々の権利擁護の取り組みについて、豊中市（以下、市）福祉部地域共生課の良本弘和主幹、宮塚晶子氏、豊中市社協（以下、市社協）の飯野哲生事務局次長、三木隆弘権利擁護・後見サポートセンター長に話を聞きました。

すすむ権利擁護支援



「自分たちが成年後見制度の実務に携わっていかないと」という思いから、市社協の権利擁護・後見サポートセンターの取り組みとして、平成23年度に法人後見事業をスタート。平成24年度からは市民後見人の養成・活動支援事業を実施しています。

令和元年度には権利擁護支援の中核機関を市から受託しました。

ノウハウを生かした支援



府内の市町村社協は、平成11年度から成年後見制度における保佐や補助に相当するような方々を支援する日常生活自立支援事業に取り組んでいるので、権利擁護支援のノウハウが蓄積されています。

市社協では、本人の判断能力の低下がすすみ、日常生活自立支援事業での対応

市では、豊中市成年後見制度利用促進部会を年に数回開催し、弁護士、社会福祉士、司法書士や関係機関の参画のもと、市全体の権利擁護支援の方向性、仕組みについて検討しています。

また、成年後見制度利用促進計画を盛り込んだ地域福祉計画も策定中です。

「今後、権利擁護は注目されてニーズも高まるので、中核機関の役割が大きくなる。言葉を聞いたことがない、言葉は知っていても制度は知らないなど、認知度に差があるため、認知度の段階にあわせた広報が必要。潜在的な需要に対応する仕組みづくりを市社協というしよに考えていきたい」と市は考えています。



左から 宮塚さん、良本さん、三木さん、飯野さん

社協と行政の協働



市社協は、「行政が方向性など大きな枠を検討し、社協が現場で実践するので、行政と社協との日々の関係性がいざばん大事」と考えています。

相談があった際には、「最初のアセスメントをいぬいに」と心がけ、「いただいた相談電話をいかに必要な制度や事業につないでいくか」を意識しています。

一方、意思決定支援の難しさについては、「本人の気もちを優先すると、結果的に生活が破綻してしまう方もいるので、ケースワーカーなどの関係機関と相談しながら対応している」と話します。

親族後見人の支援と相談者の待機解消



今後に向け、市社協は「親族後見人の活動状況が見えづらい。ニーズをいかにキャッチし、サポートしていくことができるか、また、本人の権利が本心に護られているかといった視点から、親族後見人をフォローできる仕組みづくりが必要」と考えています。

また、日常生活自立支援事業では相談件数が多く待機が発生しており、その対応も課題。さらに、市民後見人の充足や活動機会の確保に向けても取り組む必要性を感じています。

気軽に相談・利用を



「成年後見制度や権利擁護は難しく、ハードルが高いと思われるが、気軽に相談していただき、必要であれば使っていく制度なんだという認識をもってもらいたい。そのためには、いろいろなつながりのある民生委員や校区福祉委員、当事者団体などへの働きかけや説明も重要。市社協が中核機関であるからこそできることや、メリットを生かして活動していきたい」と、市社協は考えています。

中核機関の事業内容

1. 広報・啓発活動

市民や関係機関に対して権利擁護活動の広報を行っています。

- ・センターニュースの発行（年2回）
- ・関係事業所向けに、成年後見制度の普及度に関するアンケートを実施

3. 専門職(弁護士)による相談

相談業務を行う関係機関向けの相談窓口として、弁護士による相談コーナー（月1回）を設置しています。また、ニーズの高まりを受け、親族後見人からの相談にも対応しています。



5. 権利擁護チームへの支援

第二期計画では、本人を支援する権利擁護チームの形成や自立に向けたサポートが、中核機関に求められています。既存の担当者会議やケースカンファレンスの中で、成年後見制度が関係する場合などには、市社協からも参加し、制度説明を行い、利用の必要性について共に検討しています。

2. センター職員による相談

親族による成年後見制度申立ての相談が増えています。

- ・市民から相談を受け、日常生活自立支援事業や成年後見制度を紹介し、必要に応じて利用につなぐ
- ・制度への疑問に関する相談対応など

4. 各種講座の開催

弁護士や司法書士を講師に招き、権利擁護に関する講座を開催しています。

- ・意思決定支援について（福祉専門職向けオンライン講座）
- ・成年後見制度の利用方法などについて（市民公開講座/個別相談会も同時開催）



府内43市町村のうち、中核機関を設置しているのは11市（令和4年12月現在）です。今後設置していく32市町村と共に、府内全域における権利擁護体制の強化に向け、府社協権利擁護推進室は府と連携して取り組んでいきます。

